

第3回
心身障害者扶養保険検討委員会
資料

厚生労働省障害保健福祉部

目 次

	頁
○ 心身障害者扶養保険制度の見直しの背景	1
○ 制度を存続する場合	2
○ 制度を廃止する場合	7

心身障害者扶養保険制度の見直しの背景

- 扶養保険制度においては、前回の改正以降、運用利回りが低下するとともに、障害者の受給期間の長期化に伴い受給額が増加している。

(参考) 運用実績

(単位:%)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
保険収支	1.62	1.38	1.38	1.38	1.49	1.55
年金収支	0.14	0.46	上期簿価 0.24 下期時価 3.46	2.56	9.15	2.68

(注) 年金資産は、15年度上期までは簿価、下期以降は時価。

受給者 (障害者)

- ・ 平均受給期間 平成7年度 9年7か月 → 平成17年度 13年11か月
- ・ 生涯平均受給額 平成7年度 約 230万円 → 平成17年度 約 330万円

- 保険料等について現行の枠組みのまま見直しを行わなかった場合、将来の年金の支払いを確実に行えない恐れがある。
- その場合には、本制度の存続の是非も含めて対応策を講ずる必要があるが、制度を維持する場合であっても、廃止する場合であっても、巨額の追加的負担が必要となるなど、何らかの措置が必要である。

(参考) 東京都は、既受給者は現行のまま支払いを継続し、既加入者(未受給者)は全て解約して、国制度並み(月額2万円)の水準で一定の保証を行うこととし、平成19年3月に制度を廃止した。

制度を存続する場合

<基本的な考え方>

- 制度創設後、障害基礎年金制度の導入など、障害者の所得保障をめぐる状況は大きくわっているが、制度を存続させるか廃止するかについては、単に財政的な観点から判断するべきものではなく、既加入者及び受給者の立場や、本制度が既加入者及び受給者に対して果たしている役割を充分考慮した上で、慎重に対応すべきではないか。
- すなわち、見直しにあたっては、受給者については、既に保護者が亡くなり、年金の受給権が発生しており、受給者の生活資金の一部になっていること、既加入者については、保険に入っていることで保護者が亡くなれば年金を受給することを期待していることを踏まえた対応をとる必要があるのではないか。
- 今後も制度を継続する場合には、現行の制度の枠組みを基本としつつも、現在の社会経済状況を踏まえ、長期にわたって安定的に持続可能な制度へと見直すことが適当ではないか。
- また、本制度を継続するにあたっては、本制度が任意加入の制度であることにかんがみ、現在ある積立不足に対応する措置を講ずるだけでなく、新たな積立不足を発生させないための措置を講ずるべきではないか。
- さらに、定期的に財政を検証し、必要な見直しを行う必要があるのではないか。

<存続する場合の方向>

1. 保険料水準について

- 保険料水準については、本制度が任意加入の制度であることにかんがみ、保険数理に基づいて現時点の諸条件に見合った適正な水準に設定する必要があるのではないかと。なお、既加入者については、保険料額の見直しに際しては一定の配慮を行うことが必要ではないかと。
- 長期的な運用利回りが財政に与える影響が大きいことから、実態を踏まえつつ、制度の安定的な運営にも考慮した予定利率を用いて制度設計を行うことが必要ではないかと。
- 本制度の社会的意義にかんがみ、引き続き、付加保険料(保険会社の事業経費として徴収される保険料)を徴しないこととする必要があるのではないかと。

2. 年金給付等の水準について

- 年金給付の水準については、今回の見直しにあたっては、現行の月額2万円を維持することが適切ではないかと。
- 弔慰金及び脱退一時金の水準については、新たに設定する保険料水準を踏まえて設定することが必要ではないかと。

3. 公費の投入について

- 国は、本制度に関する条例準則等を地方公共団体に対し提示するなど、制度の安定的な運営に関し、障害者の福祉を増進する立場から一定の役割を果たす責任がある。また、地方公共団体は、制度の実施主体として条例に基づき心身障害者に対し年金を支給する責任を有している。平成8年の見直しにおいては、こうした考えに立ち公費の投入を行ったところである。存続する場合においては、経済情勢の変化等による運用利回りの低下、障害者の寿命の伸長等前回見直し後の止むを得ない事情に対応するものであることから、前回と同様の考えに立ち、現在ある積立不足に対し、現在予定されている平成27年度以降も国と地方公共団体で2分の1ずつ公費を投入する必要があるのではないか。
- 本制度は任意加入の制度であり、給付に必要な費用は加入者本人の保険料で賄うことが基本であることから、公費投入については、制度を長期にわたって安定的に持続して運営するために必要な最低限度なものとする必要があるのではないか。
- 公費投入の基本的なスキームについては、現行の公費投入規模を維持し、公費投入の期間を延長することにより対応するものとする必要があるのではないか。
- 公費投入については、扶養共済制度の長期的な財政状況を定期的に検証した上で、毎年度予算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとする必要があるのではないか。

4. 運営のあり方について

- 制度の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、財政の健全性を検証するものとし、その検証結果を踏まえ、少なくとも5年ごとに、保険料水準等について、社会経済状況に即した適宜適切な見直しを行う必要があるのではないか。

- 年金資産の運用については、長期的な運用利回りが財政に与える影響が大きく、また、財政状況を早期に安定化させる必要があることから、いわゆる5:3:2規制の廃止等を行い、資産運用の更なる改善を図り、安定的かつ効率的に運用する必要があるのではないかと。

(参考)いわゆる「5:3:2規制」では、運用する資産の種類ごとに配分割合の上限等を定めている。

- ・ 国債、地方債等 …………… 「5割以上」
- ・ 株式、外貨建債券等 …………… 「3割以下」
- ・ 不動産 …………… 「2割以下」

(注)企業年金(厚生年金基金)は、運用規制の見直しに伴い、厚生省が設定した「5:3:3:2規制」を撤廃している。

(参考) 長期国債応募者利回り(10年国債)の動向

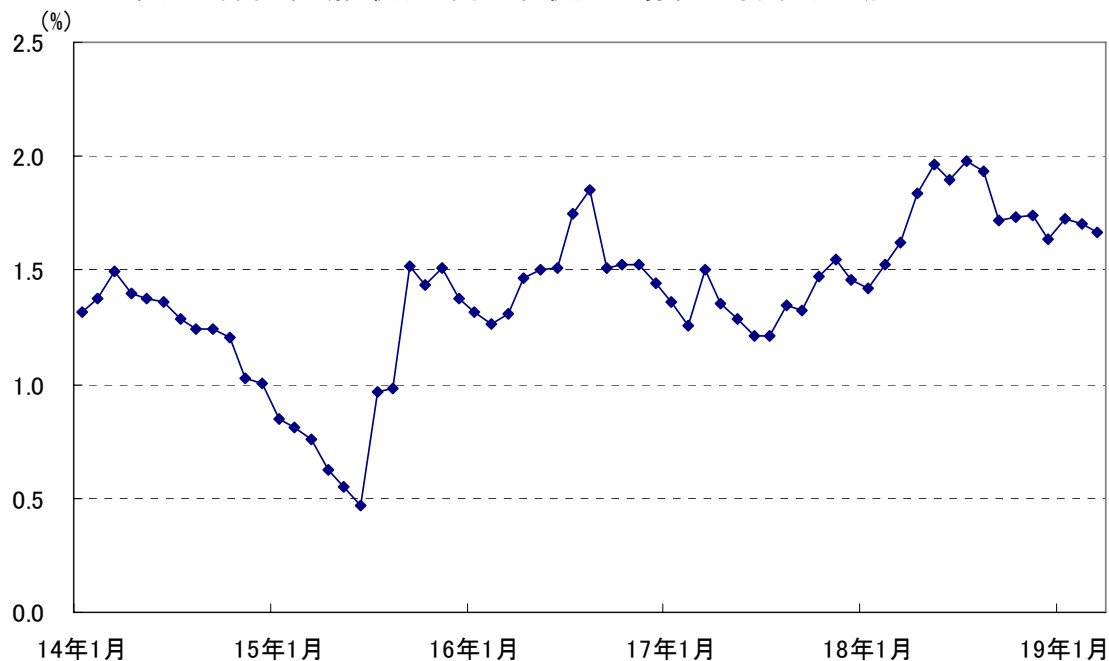
[年平均]

平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
2.36	1.52	1.73	1.71	1.29	1.28	0.99	1.50	1.36	1.75

注1) 数値は、長期国債(10年利付国債)募入平均利回りを各年において単純平均したもの。

注2) 直近5年間(13~18年)の平均は1.38%、直近10年間(9~18年)の平均は1.55%である。

直近5年間の長期国債(10年利付国債)の応募者平均利回りの動向



制度を廃止する場合

- 本制度は、心身障害者の生活を安定させるための付加的な給付としての意義すなわち親の死後において心身障害者に終身にわたる給付を保障するといういわゆる「親亡き後対策」としての役割を担ってきたものであることを考慮する必要があるのではないか。
- 制度を廃止する場合においては、既加入者及び受給者に対し、現行の制度が果たしている役割や保険料納付実績を踏まえた対応が必要ではないか。
- 現有資産は、現在の年金額や現在までの保険料納付実績に比べて低い水準でしか給付できない規模のものであることから、何らかの財政的な措置が必要ではないか。

現有資産の状況(17年度末現在)

保険資産 691億円 (加入者1口当たり 約 70万円)

年金資産 541億円 (受給者1口当たり 約130万円)

- * 仮に、既加入者に対して保険料納付実績に適合する水準の給付を一時金として支払うためには、追加的費用が一時に必要となる。
- * 仮に、受給者に対して年金として給付を継続することとした場合においては、年金の支払は、今後も長期にわたって継続していくものとなる。

(参考) 東京都扶養年金制度の廃止について

1 受給者について

- ・ 平成19年2月28日時点で、現在の扶養年金を受給している者は、同年3月1日以降も現在と同額の給付が続けられる。(給付額・給付方法とも変更なし)

2 未受給者について

(1) 掛金の取り扱い

- ・ 平成19年2月分まで払込を行う。(未納掛金も同様)
- ・ 平成19年3月1日時点で未納がある場合、未納期間が清算金計算期間から除される。

(2) 清算金

- ・ 平成19年3月1日時点で清算金額を確定。
- ・ 清算金は、清算基準額を計算し、これを現在価値に換算して支払う。

【納付完了者】

国制度と同じ給付額(月額2万円)を、東京都扶養年金の平均受給期間(24年間)給付したと仮定した場合の総額(576万円)を算出して、それを現在の価値に換算した金額を支払う。

【掛金納付者】

掛金納付完了者と同様の方法で算出した総額(576万円)に、東京都扶養年金の掛金払込期間に比例させた金額(576万円×掛金払込月数/240月)を、現在の価値に換算した金額を支払う。

(3) 清算金の受取方法

- ・ 障害者が受領する場合、一括受領または分割受領。(年単位で2年から20年の範囲)
- ・ 掛金納付者(保護者)が受領する場合、一括受領。

3 経過措置について

(1) 清算金の支払いに関し、

- ・ 清算金の受取方法の選択や他制度の利用についての考慮期間として、平成19年3月1日から平成20年3月31日までを経過措置期間とする。
- ・ 経過措置期間中に、清算金支払いの届出があれば清算金を支払う。

(2) 期間中に掛金納付者(保護者)が死亡した場合、現行制度と同様のしくみで扶養年金が給付される。

※ 経過措置期間中に清算金支払いの届出をした後は、掛金納付者(保護者)が死亡しても年金給付の対象とならない。

(3) 経過措置期間中に清算金の支払いの届出がなく年金も受給していない者に対しては、平成20年4月1日以降、清算金を支払う。